

様式第1（第8条、第21条、第35条関係）（平13経産令229・全改、平16経産令36・平24経産令81・平29経産令86・令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

基準備蓄量等届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
（法人にあっては、その代表者の氏名）
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第5条第1項（第10条第1項）及び第36条の規定により、基準備蓄量等を別紙のとおり届け出ます。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 別紙は石油精製業者にあっては第1表の様式、特定石油販売業者にあっては第2表の様式、石油輸入業者にあっては第3表の様式、石油ガス輸入業者にあっては第4表の様式によること。
- 3 第37条第1項及び第40条第1項（第41条において準用する場合を含む。）に規定する者は、前月の当該承継の日以後におけるその者に係る事項並びに前月の当該承継の前日におけるその者及び被承継人に係る事項を区分して、それぞれ該当する様式に記載し、第37条第2項及び第40条第2項（第41条において準用する場合を含む。）に規定する者は、前月の当該承継の日以後におけるその者に係る事項及び前月の当該承継の前日における被承継人に係る事項を区分して、それぞれ該当する様式に記載すること。

第1表

指定石油製品生産量等実績及び基準備蓄量

年 月実績

単位：キロリットル

(1) 指定石油製品の生産関係	指定石油製品合計	
① 指定石油製品の生産量		
② 国産原油から製造した指定石油製品の数量		
③ 購入原料油から製造した指定石油製品の数量		
④ 自家燃用等として消費した指定石油製品の数量		
⑤ 輸出向け指定石油製品の生産量		
⑥ 潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の生産量（副生分を除く）		
⑦ 潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）		
⑧ 石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の生産量（副生分を除く）		
⑨ 石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）		
⑩ 指定石油製品等以外の物品の製造工程において副生された指定石油製品の数量		
⑪ ①－（②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩）		
(2) 購入した特定生産製品の販売関係	指定石油製品合計	
⑫ 特定生産販売等量		
⑬ ⑫のうち国産原油から製造された指定石油製品の数量		

⑭	⑫のうち輸出向け指定石油製品の販売量	
⑮	⑫のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量（副生分を除く）	
⑯	⑫のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量（副生分を除く）	
⑰	⑫のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量（副生分を除く）	
⑱	⑫のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（副生分を除く）	
⑲	⑫のうち購入原料油から製造された指定石油製品の数量	
⑳	$⑫ - (⑬ + ⑭ + ⑮ + ⑯ + ⑰ + ⑱ + ⑲)$	

(3) 特定生産製品の販売関係	指定石油製品合計	
㉑	生産販売先販売等量	
㉒	㉑のうち国産原油から製造した指定石油製品の数量	
㉓	㉑のうち輸出向け指定石油製品の販売量	
㉔	㉑のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量（副生分を除く）	
㉕	㉑のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量（副生分を除く）	
㉖	㉑のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量（副生分を除く）	
㉗	㉑のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（副生分を除く）	
㉘	㉑のうち購入原料油から製造した指定石油製品の数量	

②⑨	②① - (②② + ②③ + ②④ + ②⑤ + ②⑥ + ②⑦ + ②⑧)					
(4) 指定石油製品の輸入関係		揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油	
③① 指定石油製品の輸入量						
③② 特定石油製品の輸入量						
③③ 潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量 (副生分を除く)						
③④ 潤滑油等製造原料用指定石油製品の 使用量 (指定石油製品製造用原料として 使用しなかった副生分を除く)						
③⑤ 石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、 灯油及び軽油の販売量 (副生分を除く)						
③⑥ 石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油 及び軽油の使用量 (指定石油製品製造用 原料として使用しなかった副生分を除く)						
③⑦ ③① - (③② + ③③ + ③④ + ③⑤)						
(5) 購入した特定輸入製品の販売 関係		揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油	
④⑦ 特定輸入販売等量						
④⑧ ④⑦のうち特定石油製品の数量						
④⑨ ④⑦のうち潤滑油等製造業者向け原料用 指定石油製品の販売量 (副生分を除く)						
④⑩ ④⑦のうち潤滑油等製造原料用指定石油 製品の使用量 (副生分を除く)						
④⑪ ④⑦のうち石油化学製品製造業者向け 原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量 (副生分を除く)						
④⑫ ④⑦のうち石油化学製品製造原料用 ナフサ、灯油及び軽油の使用量 (副生分 を除く)						

④③	$④③ - (④③ + ④④ + ④⑤ + ④⑥ + ④⑦)$					
(6) 特定輸入製品の販売関係		揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油	
④④	輸入販売先販売等量					
④⑤	④④のうち特定石油製品の数量					
④⑥	④④のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)					
④⑦	④④のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(副生分を除く)					
④⑧	④④のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)					
④⑨	④④のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(副生分を除く)					
⑤①	$④④ - (④⑤ + ④⑥ + ④⑦ + ④⑧ + ④⑨)$					
(7) 輸入原油の販売関係						原油
⑤①	自己輸入原油の販売量					
⑤②	自己輸入原油の精製用以外の自家使用量					
⑤③	石油精製業者等向け精製用原油の販売量					
⑤④	潤滑油等製造業者向け原料用原油の販売量					
⑤⑤	潤滑油等製造原料用原油の使用量					
⑤⑥	石油化学製品製造業者向け原料用原油の販売量(販売先の生産工程で使用されなかった副生分を除く)					
⑤⑦	石油化学製品製造原料用原油の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)					

⑤⑧	$⑤① + ⑤② - (⑤③ + ⑤④ + ⑤⑤ + ⑤⑥ + ⑤⑦)$						
(8) 基準備蓄量の算定等	指定石油製品合計	揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油	原油	
⑤⑨	直前12箇月の義務対象生産量×70						
⑥①	直前12箇月の義務対象特定生産販売等量×15						
⑥②	直前12箇月の義務対象生産販売先販売等量×15						
⑥③	直前12箇月の義務対象製品輸入量×70						
⑥④	直前12箇月の義務対象特定輸入販売等量×15						
⑥⑤	直前12箇月の義務対象輸入販売先販売等量×15						
⑥⑥	直前12箇月の義務対象原油販売使用量×70						
⑥⑦	$(⑤⑨ + ⑥① - ⑥②, ⑥③ + ⑥④ - ⑥⑤) \div$ 直前12箇月の日数						
⑥⑧	第8条第2項第8号に掲げる事項						
⑥⑨	基準備蓄量						
⑥⑩	指定石油製品輸入関係の原油代替換算方式						

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 ②から⑩までの欄にはそれぞれ第8条第2項第1号イからリまでに掲げる数量を、⑬から⑰までの欄にはそれぞれ同項第2号イからトまでに掲げる数量を、⑱から㉓までの欄にはそれぞれ同項第6号イからトまでに掲げる数量を、⑲から㉕までの欄にはそれぞれ同項第5号イからホまでに掲げる数量を、㉖から㉙までの欄にはそれぞれ同項第3号イからホまでに掲げる数量を、㉚から㉜までの欄にはそれぞれ同項第7号イからホまでに掲げる数量を、㉞から㉟までの欄には同項第4号イからホまでに掲げる数量を、㊱の欄には第9条第1項第1号に基づく数量を、㊲の欄には同項第2号に基づく数量を、㊳の欄には同項第6号に基づく数量を、㊴の欄には同項第5号に基づく数量を、㊵の欄には同項第3号に基づく数量を、㊶の欄には同項第7号に基づく数量を、㊷の欄には同項第4号に基づく数量を、㊸の欄には第8条第2項第9号に掲げる数量を、㊹の欄には第8条第2項第10号に掲げる方式を記載すること。

第2表

石油販売量等実績及び基準備蓄量

年 月実績
 単位：キロリットル

(1) 指定石油製品の委託精製関係	指定石油製品合計	
① 委託精製に係る指定石油製品の数量		
② 国産原油を原料とする委託精製に係る指定石油製品の数量		
③ 購入原料油を原料とする委託精製に係る指定石油製品の数量		
④ 委託精製に係る自家燃用等として消費した指定石油製品の数量		
⑤ 委託精製に係る輸出向け指定石油製品の数量		
⑥ 委託精製に係る潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の数量（副生分を除く）		
⑦ 委託精製に係る潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）		
⑧ 委託精製に係る石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の数量（副生分を除く）		
⑨ 委託精製に係る石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）		
⑩ 指定石油製品等以外の物品の製造工程において副生された指定石油製品の数量		
⑪ $① - (② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩)$		

(2) 購入した特定生産製品の販売関係	指定石油製品合計	
⑫ 特定生産販売等量		
⑬ ⑫のうち国産原油から製造された指定石油製品の数量		
⑭ ⑫のうち輸出向け指定石油製品の販売量		
⑮ ⑫のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量（副生分を除く）		
⑯ ⑫のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量（副生分を除く）		
⑰ ⑫のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量（副生分を除く）		
⑱ ⑫のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（副生分を除く）		
⑲ ⑫のうち購入原料油から製造された指定石油製品の数量		
⑳ ⑫ - (⑬ + ⑭ + ⑮ + ⑯ + ⑰ + ⑱)		

(3) 指定石油製品の輸入関係	揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油	
㉑ 指定石油製品の輸入量					
㉒ 特定石油製品の輸入量					
㉓ 潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量（副生分を除く）					
㉔ 潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）					
㉕ 石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量（副生分を除く）					

②⑥	石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）						
②⑦	②① - (②② + ②③ + ②④ + ②⑤ + ②⑥)						
(4) 購入した特定輸入製品の販売関係		揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油		
②⑧	特定輸入販売等量						
②⑨	②⑧のうち特定石油製品の数量						
②⑩	②⑧のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量（副生分を除く）						
②⑪	②⑧のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量（副生分を除く）						
②⑫	②⑧のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量（副生分を除く）						
②⑬	②⑧のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（副生分を除く）						
②⑭	②⑧ - (②⑨ + ②⑩ + ②⑪ + ②⑫ + ②⑬)						
(5) 輸入原油の販売関係							原油
③⑤	自己輸入原油の販売量						
③⑥	自己輸入原油の精製用以外の自家使用量						
③⑦	石油精製業者等向け精製用原油の販売量						
③⑧	潤滑油等製造業者向け原料用原油の販売量						
③⑨	潤滑油等製造原料用原油の使用量						
④①	石油化学製品製造業者向け原料用原油の販売量（販売先の生産工程で使用されなかった副生分を除く）						

④① 石油化学製品製造原料用原油の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）						
④② $③⑤ + ③⑥ - (③⑦ + ③⑧ + ③⑨ + ④① + ④①)$						
(6) 基準備蓄量の算定等	指定石油製品合計	揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油	原油
④③ 直前12箇月の義務対象委託生産量×70						
④④ 直前12箇月の義務対象特定生産販売等量×15						
④⑤ 直前12箇月の義務対象製品輸入量×70						
④⑥ 直前12箇月の義務対象特定輸入販売等量×15						
④⑦ 直前12箇月の義務対象原油販売使用量×70						
④⑧ $(④③ + ④④、④⑤ + ④⑥、④⑦) \div$ 直前12箇月の日数						
④⑨ 第8条第2項第8号に掲げる事項						
⑤⑩ 基準備蓄量						
⑤⑪ 指定石油製品輸入関係の原油代替換算方式						

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 ②から⑩までの欄にはそれぞれ第8条第2項第1号イからリまでに掲げる数量を、⑬から⑰までの欄にはそれぞれ同項第2号イからトまでに掲げる数量を、⑲から㉑までの欄にはそれぞれ同項第5号イからホまでに掲げる数量を、㉓から㉕までの欄にはそれぞれ同項第3号イからホまでに掲げる数量を、㉗から㉙までの欄にはそれぞれ同項第4号イからホまでに掲げる数量を、㉚の欄には第9条第1項第1号に基づく数量を、㉛の欄には同項第2号に基づく数量を、㉜の欄には同項第5号に基づく数量を、㉝の欄には同項第3号に基づく数量を、㉞の欄には同項第4号に基づく数量を、㉟の欄には第8条第2項第9号に掲げる数量を、㊱の欄には第8条第2項第10号に掲げる方式を記載すること。

第3表

石油輸入量等実績及び基準備蓄量

年 月実績
 単位：キロリットル

(1) 指定石油製品の委託精製関係	指定石油製品合計	
① 委託精製に係る指定石油製品の数量		
② 国産原油を原料とする委託精製に係る指定石油製品の数量		
③ 購入原料油を原料とする委託精製に係る指定石油製品の数量		
④ 委託精製に係る自家燃用等として消費した指定石油製品の数量		
⑤ 委託精製に係る輸出向け指定石油製品の数量		
⑥ 委託精製に係る潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の数量（副生分を除く）		
⑦ 委託精製に係る潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）		
⑧ 委託精製に係る石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の数量（副生分を除く）		
⑨ 委託精製に係る石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）		
⑩ 指定石油製品等以外の物品の製造工程において副生された指定石油製品の数量		
⑪ $① - (② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩)$		

(2) 指定石油製品の輸入関係	揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油	
⑫ 指定石油製品の輸入量					
⑬ 特定石油製品の輸入量					
⑭ 潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量 (副生分を除く)					
⑮ 潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量 (指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)					
⑯ 石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量 (副生分を除く)					
⑰ 石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量 (指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)					
⑱ ⑫ - (⑬ + ⑭ + ⑮ + ⑯ + ⑰)					
(3) 輸入原油の販売関係					原油
⑲ 自己輸入原油の販売量					
⑳ 自己輸入原油の精製用以外の自家使用量					
㉑ 石油精製業者等向け精製用原油の販売量					
㉒ 潤滑油等製造業者向け原料用原油の販売量					
㉓ 潤滑油等製造原料用原油の使用量					
㉔ 石油化学製品製造業者向け原料用原油の販売量 (販売先の生産工程で使用されなかった副生分を除く)					
㉕ 石油化学製品製造原料用原油の使用量 (指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)					
㉖ ⑲ + ㉑ - (㉒ + ㉓ + ㉔ + ㉕)					

(4) 基準備蓄量の算定等	指定石油製品合計	揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油	原油
㉗ 直前12箇月の義務対象委託生産量×70						
㉘ 直前12箇月の義務対象製品輸入量×70						
㉙ 直前12箇月の義務対象原油販売使用量×70						
㉚ (㉗、㉘、㉙) ÷ 直前12箇月の日数						
㉛ 第8条第2項第8号に掲げる事項						
㉜ 基準備蓄量						
㉝ 指定石油製品輸入関係の原油代替換算方式						

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 ㉒から㉗までの欄にはそれぞれ第8条第2項第1号イからリまでに掲げる数量を、㉘から㉚までの欄にはそれぞれ同項第5号イからホまでに掲げる数量を、㉛から㉝までの欄には同項第4号イからホまでに掲げる数量を、㉞の欄には第9条第1項第1号に基づく数量を、㉟の欄には同項第5号に基づく数量を、㊱の欄には同項第4号に基づく数量を、㊲の欄には第8条第2項第9号に掲げる数量を、㊳の欄には第8条第2項第10号に掲げる方式を記載すること。

第4表

石油ガス輸入量等実績及び基準備蓄量

年 月実績

単位：トン

(1) 石油ガスの輸入関係	数	量
① 石油ガスの輸入量		
② 輸出向け輸入石油ガスの数量		
③ 石油化学製品製造原料用輸入 石油ガスの販売量		
④ 石油化学製品製造原料用輸入 石油ガスの使用量		
⑤ ①－(②+③+④)		
(2) 基準備蓄量の算定	数	量
⑥ 直前12箇月の義務対象石油ガス 輸入量×40÷直前12箇月の日 数		
⑦ 第21条第2項第2号に掲げる 事項		
⑧ 基準備蓄量		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 ②から④までの欄にはそれぞれ第21条第2項第1号イからハまでに掲げる数量を、⑧の欄には同項第3号に掲げる数量を記載すること。